

第10回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会 会議録(要旨)

日 時 平成25年8月21日(水)
18時00分～20時30分
会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 17人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，木村委員，阿部委員，小松委員，野村委員，青田委員，長谷委員，数又委員，加藤委員，横山委員，小原委員，水戸委員，小林委員，武田委員
(欠席：亀井委員，千原委員)

(2) 事務局 7人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，柴田課長，加藤課長，横川課長，小林係長，宮越主任主事

2 配付資料（当日配付） グループ討議のため配付資料なし

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もご出席いただきましてありがとうございます。前回まで皆様からプレゼンということでご自分のお考えや活動している内容について、お話を伺ったところでございます。それが一通り終わりました。ここで子どもを巡っての様々な考え方があるということが改めて浮き彫りになったと考えております。この間たくさんのご意見を頂きまして、皆様のご意見を事務局のほうで要約を試みました。それが机上にありますカードになってくるわけですが、今回はこういったご意見を踏まえながら更に交通整理をして、提言のまとめに向けての議論を構築する作業を進めて頂きたいと思っております。子どもの生存と発達が保障されて子ども自身が自己肯定感をもって成長していけるように、そしてまた子どもを育てる親自身も支援していけるようにするためには、どのような考え方や方策が必要なのか。事務局といたしましてもその辺りを皆様に深めて頂いて参考にさせていただければと思っております。どうぞ本日もよろしくお願いたします。

2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

3 第9回会議録について

【事務局】 第9回会議録につきまして、ご説明致します。8月12日に委員の皆様へに発送いたしました。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめしており、訂正等がございましたらお知らせ頂きたいと思っております。また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては今月中を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第9回会議録の説明がありました。何かご質問やご意見等
はありますか。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

4 議事

【委員長】 これまでの委員会の中で出された意見の確認および分類についてですが、私も委員長を仰せつかりましたので、この間1回目から9回目までの議事録をもう一度読み返し、イメージづくりをしたところです。ちょうど18回くらいあるとしましたら、前回は9回目ですのでちょうど折り返しということになります。最初に我々が何を学んだかと言いますと事務局からの資料や事務局にお願いしました追加資料等で、他都市の子ども条例について詳細を学んできました。その中では条例の目的がどのような形かは大きく分けると育成型、権利型、折衷型があり、中核市が出している条例について学んだところです。私も11～13都市の条例を見まして目的等についても共通点もあれば違いがあり、項目についても同様でした。それから次に委員の方それぞれからプレゼンを頂きましたが、私も事前に105枚の中身を見ましたが、この内容はほぼ網羅していきまして私自身もびっくりしましたが、逆に全部を一様に見ていきますと分からなくなってしまいますし、事務局と話し合いをしましてこの間の委員のお一人おひとりの条例に向ける思いがたくさん詰まっていますので、それをまとめていくことは次回以降の討議につながっていくと思います。そういった意味では1期目は他都市の条例を学び、2期目はそれぞれの思いを語り、今日からは3期目になると思いますのでよろしくお願ひいたします。やり方などについては事務局から説明があると思いますので、それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】 これまでの委員会では出されました意見の確認および分類に関わりまして、グループでの分類作業について説明させていただきます。前回の委員会でも少し説明いたしましたが、今回の委員会では今後の議論に先立ち、これまで出されました意見等について再確認や再認識をして頂くため、意見等の中からキーワードを抜き出し、一つずつカードにしたものを、本日の5つのグループの中で、キーワードが持つ共通の内容等による区分と言いますか、テーマごとにカードの分類をする作業を行って頂きます。具体的には、各グループのテーブルの上に置いてありますホワイトボードを使って、その上にテーマごとのエリアを作って105枚あるカードを分類し、貼り付けていくという作業になります。ホワイトボードですので、テーマやエリアの修正はいくらでもできますし、カードを貼り付けるテープ糊も、貼ってはがせる糊ですので、エリア間の移動も簡単にできると思います。この分類作業は、全員参加を基本に役割分担を決めて行っていただきます。まず、それぞれのグループの中で進行係・記録係・発表係の3名を決めて頂きます。進行係は全員の

意見を上手に引き出すとともに時間の管理をして頂きたいと思います。記録係は、委員の皆さんの発言要旨やポイントをメモしていただきたいと思います。発表係は、記録係のメモをもとに、テーマ設定の経過やグループ討議の感想などを発表して頂きたいと思います。それぞれの時間配分ですが、役割分担を決めるのが5分程度でお願いします。分類作業が1時間で発表に向けたまとめの時間が10分、発表が1グループ5分程度と考えております。なお、分類作業をする1時間の時間は、105枚のカードを分類することを考えると1枚あたりの時間は平均ですと30秒程度となりますので、決して余裕のある時間ではありませんので、あまり悩まずに、ひらめきを優先して分類をして頂きたいと思います。以上で簡単ですが説明を終わります。

【委員長】 ありがとうございます。何かご質問ございますか。ないようですのでグループごとの作業に入ってください。よろしくお願いします。

【全委員】 グループ討議 開始

- ・ Aグループ（藤井委員，小松委員，野村委員，武田委員）
- ・ Bグループ（大江委員，阿部委員，加藤委員）
- ・ C・Fグループ（三浦委員，横山委員，数又委員，小林委員）
- ・ Dグループ（森越委員，青田委員，水戸委員）
- ・ Eグループ（木村委員，長谷委員，小原委員）

グループ討議 発表

【Aグループ】 これからの議論の方向を整理する形で説明したいと思います。まず、グループ分けについては、子どもの現状で今の子どもたちの現状です。子ども観ということで子どもをどう見るか、子どもの権利についてで子どもの権利に肯定的な意見とそれに対する疑問などがありますが、子どもの権利をめぐるいろいろな意見という3つのグループに分けて、これがどんな条例をつくるかという議論の出発点ではないかと考え、議論して認識を共有する必要があると考え、3つのグループを基本にしました。それを踏まえて理念を明確化し、その理念を具体化していくために、大人は子どもにどうかかわるかという大人の姿勢にかかわる意見、それから学校、地域、家庭の現状と課題を明確にしていくことで、条例にどのような内容を盛り込んでいくのかということが明らかになると思います。そこで条例に盛り込んでほしい事項が4つありました。また必要な機関についての意見もいくつかありましたし、いじめについての意見もありましたので、その内容も盛り込んでいきたいです。最後に条例の形態に関する意見もありましたので、こういうことも踏まえて具体的に条例に盛り込む内容を検討したいということで、このグループピングに基づく内容で進めて行ってはどうかという提言です。

【Bグループ】 Bグループでは、全部で9つの分類をしました。家庭があって、地域があって、学校かなとも思いましたが、グループとしてはいじめがすごく多く、この中のいじめというのは、学校の中のことが書かれているので、ここへの関心が非常に強いと思いましたが、体罰と虐待を入れるともっと多く、子どもへの暴力についての意見が多かったんだと思います。そして、一番最初に意見が多かったのが子ども観でした。子ども観が29枚あり、条例に対してが15枚、子どもの権利についてが13枚ありますが、発表するにあたってよく見るとどの分類の中でも、さらに意見を2つに分けられる内容でした。子どもの権利についても、視点が右からと左からとあるという感じがしましたし、条例に盛り込む中身もそれぞれあって、子ども観にいたっては2つではなく、各委員の子どもの見方が相当違うというのが分かりました。ただ、個人的な意見ですが、その子ども観などの考え方をきちんと整理しないと同じ方向に向かって、一つの条例をつくるのは難しいと思いました。

【C・Fグループ】 C・Fグループでは、6つの区分に分類をしました。地域・家庭・学校の実態、子どもの実態、いじめ、子どもって何と書いていますが、これはBグループにもでていましたが、子ども観です。子どもの権利、条例に関係したものに分けました。われわれのグループでもっともメインになるのが、子ども条例の制定の意義を中心に据えて、条例に関連して条例に盛り込みたい項目をあげております。それから併せて多くでた意見としていじめがあります。これも条例に入れて欲しいという意見がありましたので、条例をつくるときの願いとしてまとめたところです。条例の争点としては、3つあり、権利保障かつ健全育成を目的とする条例が必要である。それから、権利保障なのか健全育成なのか一般市民もわかるような議論という意見もありましたし、子どもの権利を否定する動きも強いですよというのがありますので、今後どうするかというのが3つの大きな争点になるかだと思います。そして最終的には子ども条例制定の意義＝法形式による恒久性、総合性、安定性、発展性までを今後詰めていかなければならないと思っております。言葉のイメージや市民に分かりやすい表現などを詰めていく必要があると思います。それからその表現を考えていく際に、もっとも基本となるのは、子ども観になると思います。従来大人が見てきた見方を変えていかなければならない子ども観を今後どのように整理していくかということが課題だと思いました。そして、子どもにやさしいまちづくりはどうあるべきかということを見据えて、条例化を考えていくことが必要だと考えます。

【Dグループ】 Dグループでは、イメージマップのようにまとめましたので、順を追って説明します。まず、大きな2つの柱として子どもとはという子どもに対する概念と条例の方向性が大きな柱になっていて、そこから家庭や地域、社会の課題、学校、いじめや体罰、大人の姿勢に対する問題点というグループ分けをしました。まず、子どもとは？という概念で分けて、そこから子どもの育ち、そのトピックの中から、最近の子どもの現状、生活習慣や中学生の傾向、食育の問題、幼児期の育ちと分けられていって、そして、そこから支援の内

容に向かっていき、それぞれのグループが持っている課題をどうしていくのか?という形で、私たちは支援内容と行政にどのような機関を置いて欲しいか、おくべきかという結論の出し方でまとめていきました。

また、条例のほうは、2つに分けられたのですが、まず一つは条例の方向性ということで健全育成タイプなのか権利保障を大きく取り扱うのか、または中立なのかということをお私たちの見方でどこに重きを置くかで分けています。もうひとつは条例を作るにあたってということで、条例を作るためにはどのような視点が必要なのか、どういう表現をするべきかというような分け方で分けております。

【Eグループ】 Eグループです。まずは、たくさんの項目があって、グループ分けに大変苦労しましたが、真ん中に条例を持ってきて、条例を制定するにあたって、みんなの心がある程度集約している中で問題点を外側に被せながら、本当に条例として、このような項目について問題点があるのであればどのように条例に組み込んでいくかという答えまでは出ておりませんが、ただ、このように重なり合いながらも条例の本質を全員で考えていかなければならないのかなと思います。それと、支援・願いと書いたのですが、支援と願いは違いかもかもしれませんが、子どもたちの育成の中では、願いと支援はある程度重なる部分があるのかなと思います。また、上の方には、家庭、家庭と学校の関連、学校といろんな面で重複している部分があるのかなということで、重なりながら外側から見ながら条例を今後も考えていかなければいけないと思いました。

【委員長】 お疲れさまでした。今後のスケジュールについてですが、前回配布した資料は事務局で想定したものと伺っておりますので、今日の作業を終えてグループの発表を聴いた後で10月の第11回は一番最初に何をやるかをご意見頂きたいと思います。このテーマとは別に新たなテーマでも結構です。私個人としては、今日の発表を聴いて「子どもの育ちをどう支援していくのか」というテーマの前にひとつやることがあると感じました。具体的な提案がございましたでしょうか。

【三浦委員】 第4回から第9回まで6回の委員の皆様からのプレゼンテーションがあったわけですが、たくさんの仕分けをして見えてきましたが、子ども条例の必要性や権利条約の関係、あるいはいじめや不登校、暴力の問題。実際に体験されたこと等の形がカードになっていると思います。これからは1年間経ちましたので、この先の進め方についてですが、これから先一步進むわけですので、全委員の意見を反映するのにこのグループ討議は良いとは思いますが、ただその順序が11回以降を考えますとちょっと異議がありまして、子ども条例を制定して何を指すのか。函館をどういう街にしたいのか。今の時点で一定の意思確認をし共通認識をすることが必要ではないでしょうか。条例のスタイルや条例の中に組み込まれる要素も出てくると思います。そういうものを順序に従って今後議論をしていく。このス

スケジュールでいきますと第13回は「条例の方向性について」ですが、これを優先してこの次にやるべきだと考えます。第3回の委員会で平成25年度の前期で条例の方向性をまとめると会議で図られました。平成25年度中期から平成26年度にかけて条例に盛り込む内容をまとめることも委員会である意味了承されているわけです。やはり今日出たたくさんの項目を並列してやるのではなく、まず何が大きかさを土台になるものをある程度固めて、その中にどういったものを詰めるかが順序だと思います。このスケジュールの中で、第13回のテーマを次の第11回のテーマにあげて中身を変えて行くのが妥当だと考えます。それが順序だと思います。私だけの意見ではなくて、皆さんの意見を聞いた上でご検討頂ければと思います。

【委員長】 ありがとうございます。他にご意見ありますか。

【野村委員】 私も三浦委員のご意見に賛成です。グルーピングの中で、そこは話題になると思いますので、1月のテーマを次回のテーマにした方が話しとしてはスムーズに行くのかと思います。

【委員長】 ありがとうございます。他にご意見ありますか。

【森越委員】 お二人のご意見に賛成です。第11回目と第14回目のテーマの違いがわかりませんので、両方ともどう支援していくのか。支援に何が必要かという点が、どう仕分けでこの2つが別々のテーマなのかちょっとわかりづらいのでご説明頂ければと思います。

【岡崎部長】 いろいろなご意見ありがとうございます。「今の子どもの育ちをどう支援していくか」と「子育て支援に何が必要か」は表現の仕方が整合が取れていないところがあったかもしれませんが、ポイントとしては、子どもの育ち、子どもが自ら育っていくという部分と子育て支援として保護者や親といった子育て家庭を支援していく。子ども自らの育ち、子育て家庭への支援という2つの強調点がありましたが、言葉の使い方や紛らわしいところもあったかもしれません。表現はいろんな形で修正したいと思います。意図するところはそういうことでございます。それから条例の方向性については、おっしゃる通りだと思います。ただ、あえて真ん中に置いたのは、対立意見も多く拮抗するところですので、いろんな議論をした中でコミュニケーションが深まった中での議論が良いといったところがありました。皆様のおっしゃった通り最初の土台になるところを議論して、そこから各論に入っていくことは、理屈があることだと思いますのでご賛同が多ければ変えて頂くのも結構だと思います。

【三浦委員】 この条例の方向性についてですが、何を目的と目標にして条例を作る。函館をどうしようとするか。第一番目に議論をするには、原案の第12回と第14回はメインが決まりますと条例の範囲が決まるわけですから、当然見直しをしていかなければなりません。私はそう思います。前後の第12回と第14回に入っているものについても、改めて条例の目的や理念や前文を他都市の例を見ながら、その上で函館ならどうするかを改めて考えるわけですから、固定してしまうなら第13回だけとして、後は固定せず

今後修正すべきだと思います。

【委員長】 ある程度固まっていますので、第11回については子ども観や権利、健全育成も含めた条例の方向性について話合うことでよろしいでしょうか。私も今日の発表を整理しまして、第11回目は決まりましたが第12回、第13回、第14回にどういう話し合いをしたら、有意義なものになるかをちょっと考えてみたいと思います。事務局の方でも、まとまったものを分析して、三浦委員の意見もありますので考えて頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

【小林委員】 このスケジュールを見て、出口は来年に向けて固定化されていてずれ込むことはないですか。検討委員会の提言書の取りまとめですが、来年の9月頃になっていますがこの検討委員会の果たす役割は、提言書の中にどのくらい関わるのか。結構精査された文言くらいまで盛り込むのか。イメージ的なもので終わってしまいますのか。提言書の取りまとめ方が大分違ってくると思いますが、今の時点でどのようなお考えなのか伺いたと思います。

【岡崎部長】 提言書をどういうイメージで先々もっていくのかをお尋ねかと思いますが、事務局といたしましては、前文や第何条といった条例のぎりぎりしたイメージそれが提言になるといった捉えはしておりません。これだけ子ども観ひとつにとっても、様々な意見がございますし最初からひとつの条文の中に盛り込むような作業は、皆様がそれぞれ多様な意見をもっていらっしゃるわけですから、例えば「子どもの現状」や「条例の必要性」ですとか、「条例に盛り込みたい事柄」その基本的な考え方や具体的な事項といった大きな柱立ての中で皆様からご意見を出されたものを整理をしながら盛り込んでいく。実際どのようになるか分かりませんが、必要な文章化をしていく。それが提言書の内容だと理解をしておりますが、事務局の強制的な誘導ではありませんが私としてはそういう形で、条文化ではなく言いたいことは何なのか。盛り込みたいことはこれなんだ。ということの整理と文章化が提言になっていくという捉え方をしています。私どもは提言を受けて、それを大いに参考にして反映を目指しながら、函館市としての条例（案）の作成に取りかかっていたいと思っております。その後は、関係団体やパブリックコメントですとか一般の方々に様々な場面で提示しながら、ご意見を頂いて更に必要に応じて修正をしていくとか議論を深めていく段階を経て、議会に対して条例を提案して成案化をしていく。そういう作業が待っておりますので、検討委員会としては、要綱設置をした時点で提言を提出するまでを任期としておりますので、まず皆様方のお役割としては、提言書を来年の夏頃までに提出することであると捉えております。ただ、皆様方にこれだけ関わって頂きましたので、提言書を出してその後どうなるのか。情報もなければ当然お困りになると思いますので、私どもの動きにつきましては随時お知らせをするなり、その後の協議についても正式な形ではないかも知れませんが、お話をしたり情報提供ができるような動きをしていきたいと考えております。以上でございます。

- 【小林委員】 ざっくり素案みたいな作成をするということですね。
- 【岡崎部長】 項目的なものを整理することです。
- 【委員長】 それではその他に入ります。野村委員から資料が提供されていますのでお願いいたします。
- 【野村委員】 体罰の問題について条例に盛り込んだらどうかといった意見です。この提言を読むだけで分かる内容ですので、これからを参考にして頂きたいと思います。ポイントは学校による体罰と家庭による体罰について、それぞれ今の現状と課題を書きました。新聞記事ついてですが学校による体罰は、違法行為ですので良いとか悪いとかの議論はもう成り立ちません。家庭については、日本の法体系では明確に体罰を禁止するといった条文がない。もちろん外国でも体罰は大変大きな問題ですが、家庭や社会全体で体罰を容認するような意識が根っこにあり、そこを何とかしていかなければならない。法律論で言うと学校教育法で禁止されている中、あえて条例を入れなくてもいいのではないかという考え方もあるが、そうではなくて社会的意識を変えていくのも条例には必要だと思います。最初にある高校の柔道で大会の時に一発叩いて減給処分という記事がありますが、これをどう見るかが非常に大きなリトマス試験紙だと思っています。たかが一発叩いたくらいで減給処分で重いよなという受け止め方をするのか、大変なことをしたのだからこういう処分は必要だと思うのかで大きく違ってくると思います。先生や保護者一人ひとりに考えていくべき問題だと思います。つまり学校の体罰は学校の問題だけではなく、意識の問題だと思います。次に兵庫県の中学校で体罰アンケート調査についてですが、世話になっている監督に迷惑になるから父母会から口止めをした記事です。保護者のこういう意識が問題できちんと押さえておかなければいけないと思います。大阪の桜宮高校のバスケット部の体罰の問題ですが、免職した顧問の先生の談話ですが、「自分自身では選手も保護者も理解していると思っていたので、その時は、体罰の認識はなかった」というお話で、これだけ体罰の問題があるのに高野連の野球部指導者の1割が体罰をしている。これだけ体罰を容認している風潮があります。そこをやはり真剣に見直していかないと体罰は一過性のものではないと思います。最後に子育て相談室の記事ですが、叩いてしまうことはありますし間違いはあると思います。児童虐待で親が虐待していると認める親は一人もいません。裏には親の虐待で苦しんでいる子が膨大な人数がいますし、そういう危機意識をもっていく必要があると思います。以上です。
- 【委員長】 盛り込みたい事項としていじめ・体罰・虐待として話し合いたいと思います。次に次回日程について事務局からお願いします。
- 【事務局】 第11回の次回の検討委員会の日程につきましては、9月は市議会の開催月ですので10月を予定しております。今のところ10月17日、18日のどちらかで開催をしたいと考えております。ただ、2ヶ月も先ですので皆さん日程を決められない方もいらっしゃると思いますので、改めて文

書で照会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【副委員長】 次回の第11回の中身ですが、条例の方向性ということですが当然幅がありますので、委員長、副委員長と事務局と打ち合わせをさせて頂いて、子ども観や条例の中にそもそもどこまで盛り込むのかという総論を、少しこちらで検討してポイントをお示しするという形でよろしいでしょうか。

【委員長】 よろしいでしょうか。意見がないので、そのようにさせていただきたいと思います。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。